



コアラのハッピー

くらしのほっと通信

- P.2 見てみよう! 食品表示
- P.3 テスト室に持ち込まれた事例 財布は本当に革製か?
- P.4 簡単に稼げるはずか! 「情報商材」の相談が増えています

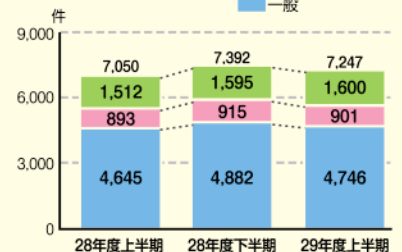
平成29年度上半期

名古屋市消費生活センター相談実績

平成29年度上半期(平成29年4月~9月)の相談件数は、7,247件で、平成28年度上半期と比べ、197件、2.8%増加しました。

商品・サービス別では、何の商品・サービス請求か特定できない架空請求など「商品一般」についての相談が増えています。

相談件数の推移



架空請求ハガキが届いても連絡しないで!!

8月頃から、50~70歳代の方を中心に架空請求ハガキの相談が急増しています。

事例

昨日、身に覚えのない請求のハガキが届いた。問い合わせ先に電話をしたら、「訴状取り下げ費用10万円が必要。コンビニで大手ショッピング会社のギフトカード(サーバー型プリペイドカード)10万円分を購入し、カードに記載された番号を伝えるように」といわれた。

(50歳代 女性)



アドバイス



相談員

不特定多数の人に送り付けられる架空請求のハガキです。電話をしてきた人に対して手続きをしないと「裁判」、「差押え」になるなどの言葉で不安をあおり、お金を払わせる手口です。コンビニで購入したギフトカード(サーバー型プリペイドカード)に記載された番号を伝えると、ギフトカード額面の金額を相手に渡してしまうことになり、返金を求めることは大変困難です。

架空請求(二セの請求)ハガキ

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)000 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成××年××月××日

法務省管轄支局 △△訴訟〇〇センター
東京都千代田区霞が関×丁目×番×号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-××××-××××
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

身に覚えがなく、初めて来た通知なのに「最終」と称したり、訴訟をイメージさせるような言葉で不安をあおる。

善意を装って電話をするように仕向ける。慌てて電話してきた人を脅して高額請求する。

公的機関だと勘違いさせるような名称で送りつける。

商品名や金額などの具体的な記載はなく、過去の何らかの契約との関係をほのめかず曖昧な内容。



身に覚えのない請求は、無視して絶対に連絡しないようにしましょう。
不安な場合は、消費生活センターに相談しましょう。

相談

月金

052-222-9671

052-222-9674

052-223-3160

消費生活相談・金融商品・高齢者悪質商法110番

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土日

土・日・夜 24時間相談

052-222-9690

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン TEL局番なし188

見てみよう!食品表示～安全・安心な食生活のために～

2015年4月から、「食品衛生法、JAS法、健康増進法」の3法の食品の表示に関する規制を一元化した「食品表示法」がスタートしました。

ここでは、市販されている食パンを例に、分かりやすさをめざし改められた加工食品の表示ルール的一端をご紹介します。



名 称	食パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、バター、食塩、ショートニング(大豆を含む)、パン酵母
添加物	ビタミンC、香料
内容量	6枚
消費期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	〇〇〇〇食パン(株) 〒460-00△△ 愛知県名古屋市〇区△

1斤(1斤は340g以上です。)

消費期限: 17.12.15

栄養成分表示(1枚当りの標準値)

熱 量	174 kcal
たんぱく質	4.3 g
脂 質	3.2 g
炭水化物	31.5 g
食塩相当量	0.81 g

アレルギー表示 ～より安全に配慮～

- 原則として個別の原材料や添加物に、アレルゲン(アレルギーの原因となる物質)を表示します。また、原材料名の最後一括表示もできます。この食パンの場合(一部に小麦・乳成分・大豆を含む) という表示もできます。
- アレルゲン表示が省略可能だった一部の加工食品にも、アレルゲンを含む旨の表示が義務づけられます。
〈例〉マヨネーズ→マヨネーズ(卵を含む)

栄養成分表示

～任意から義務化に～

- 義務化の表示は熱量及び栄養成分の量(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)です。
- ナトリウムの量は、「食塩相当量」で表示します。

※義務化の対象は、容器包装されている消費者向けの加工食品と添加物です。

原材料と添加物の区別の明確化

どこまでが原材料で、どこからが添加物かがわかるように表示します。この例のように、①別欄で区分する、②原材料名の欄で、スラッシュ「/」または、改行するなどの方法で表示します。

★上の例にあげた表示への移行期間は、5年間です。

2020年3月31日製造分までは、これまでの表示の食品も店頭に並ぶこととなります。

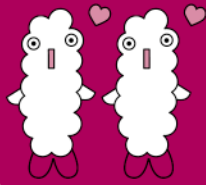
食品表示から得られるさまざまな情報を食生活に活かしましょう。さらに詳しく知りたい方は、消費者庁HP「食品の安全や表示について知る」、農林水産省HP、厚生労働省HPなどをご参照ください。



情報アドバイザー

食品表示についてのお問い合わせ先

名古屋市健康福祉局 健康部 食品衛生課 食品表示担当 ☎052-972-4630



テスト室に持ち込まれた

こんな事例 あんな事例



事例

革製と言われて購入した財布は本当に革製か？

革の財布を購入した。タグには「LEATHER」(レザー:革製)と表示され、店員にも同様の説明を受けたが、作りが安っぽいので合成皮革ではないかと疑っている。革製かどうか調べてほしい。



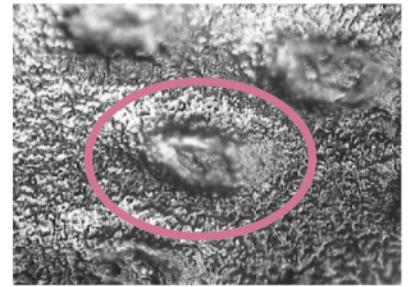
天然皮革(本革)と合成皮革

動物の皮を使って作られた革が「天然皮革」です。動物から剥いだ皮に「なめし」という加工を施すことで、柔らかさやしなやかさを持った革の製品にします。

一方「合成皮革」は、織布等に合成樹脂(ポリウレタンや塩化ビニルなど)の加工を施し、着色後に革の型押しをして、革に似た質感を出したものです。表面だけでなく内部構造も天然皮革に模したものは「人工皮革」といいます。

観察

相談者は、非破壊(財布を切断したり傷つけたりしない)での試験を望まれたため、非破壊でできる範囲で試験を行いました。財布の外観を顕微鏡で観察したところ、穴が何かでふさがれているのが確認できました。これは、「なめし」の工程によりふさがった動物の毛穴であると推定しました。(写真)



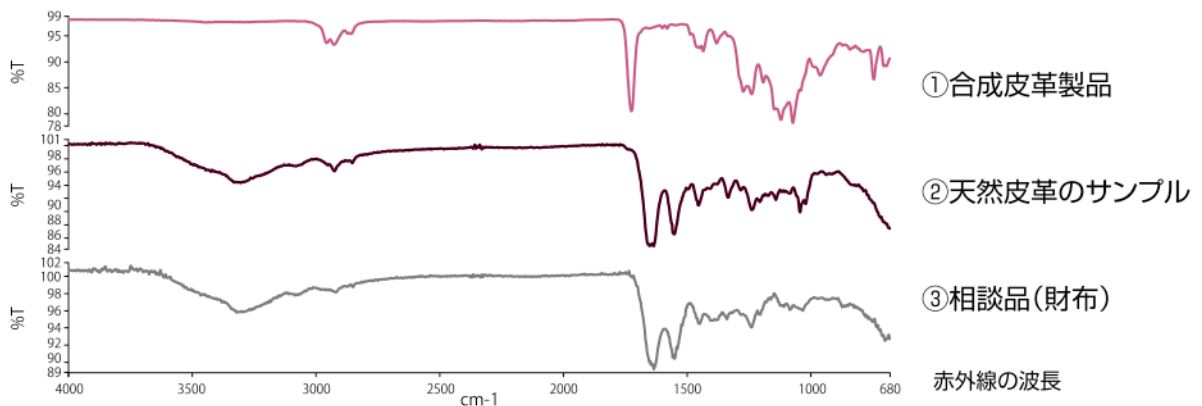
写真

試験1

X線顕微鏡を用いて、財布の表面に使用されている元素を調べたところ、クロム(Cr)が最も多く含まれていることがわかりました。クロムは革の「なめし」の加工に使われることが知られています。

試験2

波長の異なる赤外線照射し物質ごとの透過率を測定する赤外分光法という手法により、①合成皮革製品、②衣料用牛革の天然皮革サンプル、③相談品(財布)の、赤外吸収スペクトルに違いがあるかを確認しました。結果、③は②によく似たスペクトルの形状であり、同じ波長でピークを示したことから、財布に革が使われていることが推定できました。



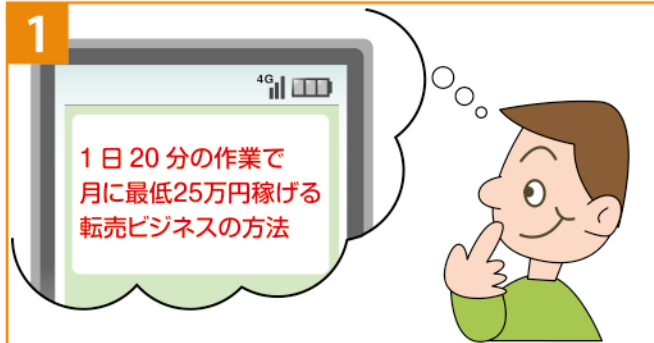
まとめ

天然皮革と合成皮革は目で見たり触ったりするだけでは見分けが付きにくい素材です。非破壊での試験の結果、この財布にはクロムによる「なめし」の加工を施した革が使用されていると推定しました。

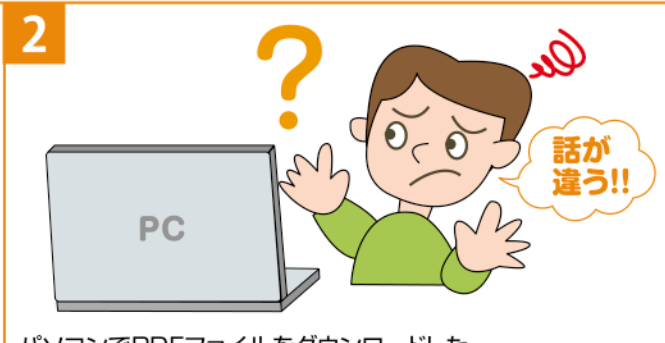
「誰でも簡単に稼げる方法」という情報商材を契約したが、稼げないのでやめたい

(相談者:30歳代 男性)

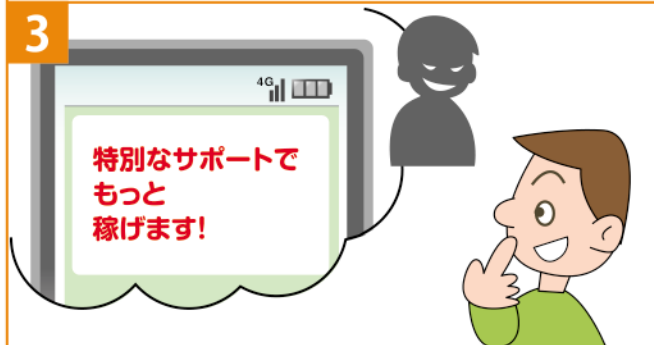
ウェブサイトで販売されている「情報商材」にかかわる相談が増えています。



SNSの広告に簡単に稼げる副業の記事があったので、興味を持ち、稼げる方法を記載したPDFファイル(情報商材)を注文しクレジットカードで15万円の決済をした。



パソコンでPDFファイルをダウンロードした。作業の内容はサイト上の代理店から商品を仕入れてショッピングサイトで販売をするものだったが、作業は複雑で何時間もかかるものだった。



10日後、作業に手間取ると業者にメールで相談したら、特別なサポートを受けられる会員契約をすることになった。クレジットカードで49万円の決済をした。



業者にメールで苦情を伝えたが返事はなく、電話も通じなかった。解約して返金してほしい。

アドバイス

情報商材とは、ウェブサイト上などで「お金の儲け方」など、情報の内容自体を商品とし、様々なノウハウを提供すると称するものです。得られる情報は購入するまでその内容がわからないため、説明と違う、価値がないので返金してほしいなどのトラブルが多発しています。

相談員



相談者には、購入時の広告や契約画面などのデータをもとに、取引に至った経緯や問題点を整理して、業者に対し書面で解約を申し出て、クレジット会社にも連絡を取るよう助言しました。

簡単に儲かるなどの甘い話はありません。条件の良い情報にはトラブルの種が潜んでいることを忘れずに!!

利用のご案内

相談室(相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です)

受付時間 月～金曜日 TEL 052-222-9671 消費生活相談 金融商品・高齢者悪質商法110番
9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
9:00～16:15 ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
(祝日・年末年始を除く) ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

URL

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。